

日本学術会議会員の任命拒否に関する声明

新潟大学教員有志（代表：崎尾均） 2020年10月21日

菅内閣総理大臣は、日本学術会議の新規会員の任命にあたり、学術会議から推薦された105名のうち、明確な理由を示すことなく6名の任命を拒否しました。このことは、単に学術会議や全国の大学・研究機関にとってのみならず、憲法が保障する「思想・良心の自由」「信教の自由」「表現の自由」「言論の自由」につながる重大な問題を提起していると思われます。

日本学術会議は、かつて科学者が戦争に協力したことへの反省をふまえ、1949年に「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」（日本学術会議法前文）ことを使命として設立されました。以後、学術会議はわが国の科学者の内外に対する代表機関として、私たちの生活に直結する教育、人権、医療、防災など多分野にわたり政府に対して政策提言を行ってきました。今年だけでも83件の政策提言が出されているように、わが国の学術の多くの成果が、学術会議の活動を通して国政に活かされています。

これを可能にしたのは、学術会議が内閣総理大臣の所轄でありながら、「独立して」（日本学術会議法第3条）職務を行う機関であり、その独立性、自律性が日本政府および歴代の首相により認められてきたことによります。実際、1983年における日本学術会議法の改正にあたって、中曽根首相は「政府が行うのは形式的任命にすぎません」「学問の自由ということは憲法でも保障しているところでして、特に学術会議法にはそういう独立性を保障している条文もあるわけでして、そういう点については今後政府も特に留意してまいるつもりでございます。」（1983年5月12日参議院文教委員会）と見解を述べています。

日本国憲法は、学問の自由（憲法23条）を保障しています。この権利は、個人の学問研究の自由のみならず、大学・学会など〈学問共同体〉の自治・自律性をも保障するものです。それは、学問研究が研究者個々人の創造的な研究活動を基礎にしつつ、多くの場合、集团的・組織的に行われるからです。個人の学問研究が政府の干渉を受けてはならないのと同様、学問共同体の自治・自律性も脅かされてはなりません。学術研究の主体である学問共同体が、政府から「独立して」多様な角度から真理を追究することにより、学術研究は発展し、その成果が社会に還元されるのです。

今回の任命拒否は、学術行政を通じて学問の在り方に大きな影響力を及ぼしうるため国家機関でありながらその独立性が保障されるべき学術会議の自治・自律性を、人事面から脅かし、ひいては学問共同体の自治・自律性にも波及しかねないものです。

任命拒否の理由はいまだ明らかにされていません。菅首相が、6名の会員候補者の具体的な任命拒否理由を学術会議に速やかに開示し、6名の任命拒否を撤回することを求めます。